

介保第150号
令和2年8月3日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について(周知)

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において災害が発生した場合には、甚大な被害につながる恐れがあり、それを未然に防止することが必要です。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第26条等の介護保険法等の関係法令において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられています。貴施設におかれましても、あらためて計画及び訓練の内容についてご確認いただくとともに、従業者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施状況（実施時期等）について確認させていただく可能性がある旨、申し添え致します。

施設整備係 / 介護事業係

TEL : 0742-27-8534 / 0742-27-8532

FAX : 0742-27-3075

Eメール : choju@office.pref.nara.lg.jp